



男女共同参画コーナー

ひゅ〜ら

～ Human Love ～

|| 男女共学と男女別学・・・メリットはどこにあるのでしょうか? ||

今年度、網走市に男子生徒を対象とした特別支援学校が開学しました。男女別学の学校は減ってきてはいますが、男女共学にはない良い側面があるようです。

今回は日本体育大学附属高等支援学校を例に「男女別学」について紹介します。

【日本体育大学附属高等支援学校について】

今春、網走市に知的障がいのある男子生徒が対象のスポーツ教育を主軸とした、全寮制の特別支援学校が開学しました。

私立大学が運営する特別支援学校としては全国初です。

【男女別学の良い側面】

男子は力仕事、女子は料理や裁縫というような固定的性別役割分担意識にとらわれずに色々なことを広く学ぶことができ、異性に気を使わずにありのままの自分でいられます。

また、「一点集中型の男脳・同時進行型の女脳」とも言われるように、男女の脳には違いがあり、男女で勉強や指導の方法を変えた方がより学習成果を得やすいようです。

【男女別学が苦手とする側面を補うために】

高校時代の3年間をまったく異性と交流のないまま過ごすのも社会に出てから適切なコミュニケーションを取れるか不安になるところです。そのため、日本体育大学附属高等支援学校では、地域社会とのつながりや交流の場を大切にしています。

【あとがきにかえて】

男女別学でも共学でも、生徒一人一人が人間として大切にされ、自分に自信を持ち他人を思いやる心が育てば社会に出て大丈夫だと思います。生徒一人一人の人権を尊重し、生徒の特性などに配慮した専門的な教育を推進する日本体育大学附属高等支援学校が2年後に卒業生を輩出するのを楽しみに思っています。

網走市男女共同参画プラン推進会議編集委員

知っていますか？ 消費者契約法



平成29年6月3日施行の改正法で、「消費者の利益を守る制度」が拡充されています。

取消し

事業者の不当な勧誘により
契約をしたときは、
消費者はその契約を
取り消すことができます!

無効

正当な契約条項が
含まれていたとしても、
その契約条項は無効です!

「不当な勧誘」の例

・不実告知、過量契約、断定的判断の提供、不利益事実の不告知、不退去、退去妨害

「不当な契約条項」の例

・消費者の解除権を放棄させる条項、消費者の利益を一方的に害する条項、等

「この契約、何かおかしい・・・」と思ったら、**消費者ホットライン188**

もっと知りたい方は消費者庁のウェブサイトへ

消費者庁 消費者契約法

でんわ 44-7076

網走市駒場南1丁目4-1 ふれあい活動センター内

相談受付：午前10時～午後4時（土日・祝日・年末年始を除く）

網走市消費者相談室